



事業者を応援します

申請用紙やパンフレットは、商工振興課（市役所3階）と市ホームページにあります。
 問い合わせ②③⑤⑦⑧：商工振興課商業金融担当（☎内線563・583）
 ①⑥⑧：商工振興課工業労政担当（☎内線564・565）
 ④：商工振興課産業立地戦略担当（☎内線582・584）

① 新規工房開設補助金

市内に新たに工房を設置する個人事業主や小規模企業者を支援します。

対象②繊維製品製造、ガラス・木工竹細工、陶芸、金工など、次のいずれか2つを満たすもの

- ・製品の製作体験ができる
- ・工房の公開ができる
- ・製品の直売ができる

※主な用途が倉庫・保管場所、事務所、住居などである場合は対象外
 補助額②次のいずれかを補助
 ▼新規工房運営費補助：工房となる物件の月額家賃の2分の1以内で、最大月額2万円（最長24か月）

▼新規工房改修費補助：工房の開設に伴う外・内装改修費用の2分の1以内で、最大40万円

② 空き店舗活用型 新店舗開設・創業 促進事業補助金

※市外から転入の場合と、ノコギリ屋根工場での工房開設の場合は、各5万円を加算
 募集件数②予算の範囲内（先着順）※審査あり
 申し込み②申請用紙に必要事項を記入し、直接商工振興課へ。

中心市街地の空き店舗などを改修し出店する人に、改修工事費の一部を補助します。
 対象②次の全てを満たす事業者

- ・個人の場合は市内に居住、法人の場合は市内に法人登記を有する
- ・市税を滞納していない
- ・市が指定する経営相談の専門家により、事業計画に対

する診断で可と判断される
 ・令和5年3月末までに開業
 ・1階において主たる営業を行い、原則として週4日以上営業する※夜間営業のみは対象外

対象経費②店舗の改修に支払った工事費（内外装工事、給排水設備工事、冷暖房・空調工事、電気工事など）のうち、市内業者に発注したもの
 補助額②対象経費の2分の1以内

(1)：中心市街地内（本町一、六丁目、錦町、末広町など）に新店舗開設の場合、最大100万円※出店地域の商店街団体への加入が必要

(2)：(1)の区域外に新店舗開設の場合、最大50万円

※中心市街地空き店舗情報登録制度の登録物件に開設する場合は、10万円を加算
 募集件数②予算の範囲内（先着順）



キノピー

申し込み②申請用紙に必要事項を記入し、添付書類とともに直接商工振興課へ。



空き店舗活用型新店舗開設・創業促進事業補助金を活用して開業した、てらうち本町接骨院(本町六丁目)

③ 地域店舗買物促進 事業補助金

地域での買物物を促進する
取り組みを行う商店街団体な
どに対して、事業費の一部を
補助します。

募集件数Ⅱ予算の範囲内（先
着順）
申し込みⅡ申請用紙に必要事
項を記入し、添付書類ととも
に直接商工振興課へ。

④ 展示会などの 出展補助金

対象Ⅱ市内に主要な事業所を
置く、製造業を営む中小企業
または個人事業主

対象展示会Ⅱ県外で開催され
る展示会とオンライン展示会
※一般公開でないもの、販売
が主目的のもの、国や県など
から出展補助を受けるものは
対象外

募集件数Ⅱ予算の範囲内（先
着順）
補助額

▼国内における展示会とオン
ライン展示会

従業員6人未満の事業者：出
展料の2分の1で、最大20万
円／従業員6人以上の事業者
：出展料の2分の1で、最大

15万円

▼海外における展示会

出展料、装飾費、輸送費の2
分の1で、最大40万円
申し込みⅡ申請用紙に必要事
項を記入し、対象展示会の概
要資料とともに、直接商工振
興課へ。

⑤ 長期で低利、固定金利 中小企業者向け 制度融資

中小企業者、起業を目指す
人などを支援するもので、同
制度における信用保証料は市
が補助します。詳しくは、パ
ンフレット「中小企業向け桐
生市制度融資のご案内」をご
覧ください。

申し込みⅡ直接、市内とみど
り市大間々町内などの金融機
関へ。※農業協同組合、ゆう
ちょ銀行を除く

⑥ ぐんま技術革新 チャレンジ補助金

新技術や新製品開発に取り
組む中小企業に、開発費の一
部を補助します。※開発要素
がないもの、量産用設備の導
入を目的としたものは対象外。
対象Ⅱ市内に主要な事業所を

置く中小企業

補助額Ⅱ対象経費の2分の1

（小規模事業者は5分の4）
で、80万円まで。
募集件数Ⅱ5件程度※現地調
査を含めた審査あり
申し込みⅡ5月13日（金）ま
でに、書面申請は申請用紙に
必要事項を記入し、添付資料
とともに、直接または郵送

（必着）で、商工振興課（〒
376・8501、桐生市役
所）へ。電子申請またはEメ
ールでの申請は、群馬県地域
企業支援課へ。詳しくは、市
または県ホームページをご確
認ください。

⑦ まちなか店舗 リニューアル・事業 承継支援事業補助金

事業承継を伴った既存店舗
のリニューアル改装を行う事
業者などに対して工事費の一
部を補助します。

対象Ⅱ中心市街地で概ね10年
以上営業している小売業、飲
食業またはサービス業者など
で、事業承継による経営者の
交代を行うもの
募集件数Ⅱ予算の範囲内（先
着順）

申し込みⅡ申請用紙に必要事
項を記入し、添付書類ととも

に直接商工振興課へ。

⑧ 中小企業人材養成 事業研修費用助成

中小企業の経営者（個人経
営者含む）や従業員が、市の
認定した研修機関の研修を受
講した場合、研修費用の一部

を助成します。
助成額Ⅱ対象経費の2分の1
（1事業所につき原則年間5
万円まで）※講師を招いて研
修を行う場合、加算措置あり
申し込みⅡ事前に商工振興課
へ連絡のうえ、研修開始の10
日前までに、申請用紙に必要
事項を記入し、直接商工振興
課へ。

起業を目指す人へ インキュベーション・オフィス （創業者入居支援施設）をご利用ください

起業に関心のある人や、新たな分野への事業展開を目指す人を支
援するためのビジネス拠点です。現在、入居者を募集しています。
また、創業・起業の専門員がビジネスに関する相談にも応じていま
す。

○入居者募集

賃料＝1万円（税別）から
設備＝机、いす、無料Wi-Fiなど

○起業相談

時間＝午前9時～午後5時
申し込み＝電話でインキュベーション・オ
フィス（☎30 - 3690）または商工振興
課商業金融担当（☎内線563）へ。

